

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（4）

2. 日時

令和2年12月3日（木） 13時15分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与

三菱原子燃料株式会社

製造部 部長 他4名

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

東海事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安管理部長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1 : 保安規定の変更について（補正の内容を含む。）(MSR-20-038)

添付資料① : 章立て構成の新旧比較

添付資料② : 品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映一覧

添付資料③：品管規則追加 21 項目の保安規定及び品証計画書への反映について

添付資料④：事業許可と保安規定の記載整理表

添付資料⑤：保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況

添付資料⑥：保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

添付資料⑦：保全区域の検討について

添付資料⑧：CAP システムの導入状況について

添付資料⑨：放射性廃棄物管理及び放射線管理について

添付資料⑩：加工施設の操作について

添付資料⑪：施設管理について

添付資料⑫：経年劣化評価と長期施設管理方針について

添付資料⑬：異常時、非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成について

参考資料：コメント反映新旧対照表

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタです。ただいまより三菱原子燃料の保安規定に係る面談を始めます。今回の面談は、令和2年9月4日付で申請がありました三菱原子燃料の保安規定の変更認可申請について、
0:00:20	前回11月5日に面談を行った際に、事実確認したことについての対応状況についての回答になります。
0:00:30	まず三菱原子燃料の方から今回
0:00:35	配布資料を、全部で15個ですかね、もらってますんで、それぞれどういった内容のものかタイトルと何書いているかだけ簡単に紹介だけお願いします。
0:00:49	三菱原子燃料コマタでございます。承知しました。
0:00:54	それでは資料の確認になりますけれども、まずですね、
0:01:03	番号が振ってませんけれども、パワーポイントの資料ですね、タイトルが保安規定の変更についてということで、資料がございます。この中身ですけれども、
0:01:21	一番初めにですね、申請したとき、
0:01:28	審査会合で使った資料ですね、その時に変更の概要ですとかそういった変更をしますという資料をお示したんですけれども、これまでの面談等を重ねてコメントを受けたところですね、
0:01:43	反映しながら内容を最新版にしての変更の概要というのは、12ページまで続いております。そのあと13ページから4ポツになるんですけれども、
0:02:01	こちらがですね、これまでもらった指摘等の事項に対する対応のまとめということで、大きく三つに分けてございまして、一つがですね、10月6日に審査会合を実施していただいたのいただいたコメントですね、
0:02:20	に対する対応と、二つ目が他社のメンバーにですね陪席というか、させていただいて、その他社さんで受けた指摘等の事項をですね反映した状況。
0:02:36	それから三つ目がですね、11月5日の他ですね、面談等における実績等ですね、対応状況と、ということで大きく三つに分けて対応状況を記載しております。
0:02:53	これがパワーポイントの資料になります。
0:02:56	それでもう一つの資料ですね、一枚紙で、添付資料のリストというのを作ってございまして、一応添付資料一式の代わりの位置付けでございまして、添付資料が13個全部で、今のところですね13個ございます。
0:03:16	添付資料の一番は章立て構成の新旧比較表ということで、どのように条文が変わったか、章立てが変わったかというのを比較で示した資料になります。
0:03:33	添付資料の二番がですね、品質管理基準規則及び解釈の事業許可、保安規定の反映一覧ということで、その通りの資料になっております。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	③がですね品管規則追加 21 項目の保安規定及び品証計画書の反映についてと、
0:03:54	④は事業許可と保安規定の記載整理をした表になってございます。
0:04:01	⑤ですね保安措置等に係る運用ガイドの保安規定の反映状況をまとめたものの。
0:04:11	⑥が、保安規定の審査基準と保安規定変更内容を整理したものの。
0:04:19	⑦は保全区域をですね、検討した結果をまとめたものです。
0:04:27	⑧が現状のですねCAPシステムの導入運用状況をまとめたものです。
0:04:35	で、⑨は放射性廃棄物管理及び放射線管理についてをまとめた資料になっております。
0:04:44	⑩が加工施設の操作についてをまとめた資料でございます。
0:04:50	⑪が施設管理についてをまとめた資料でございます。
0:04:57	⑫が経年劣化評価と長期施設管理方針についてをまとめた資料になってございます。
0:05:05	最後、⑬が異常時非常時の段階的対応に係る保安規定の主な条文構成についてということで、添付資料が全部で 13、リストが一枚、後はパワーポイント資料と、
0:05:22	ということで、15 の資料を準備してございます。以上です。
0:05:33	あ、すいません規制庁有田です。あと1個、
0:05:36	コメントの保安規定のコメント反映の案ということで新旧表もらってると思いますが、それもあるということですよ。
0:05:50	今日お送りしたのは、他の加工事業社さんに送ってませんので、
0:05:58	一応、
0:06:01	準備はしてございます。
0:06:06	すいません規制庁有田です。うちの方では、保安規定の反映の案ということで、新旧表をもらっている、それを踏まえた形で指摘は進めたいと思います。
0:06:22	はい、承知いたしました。
0:06:24	はい。それでは今いただいた資料を踏まえて事実確認を進めていきたいと思っております。
0:06:33	まず一つ目、巡視についてのコメントで、
0:06:40	今回の反映の案でいくと、変更案の 60 条なる保全計画の策定についての条文なんですけど、
0:06:52	これを見ると予防保全のうちの状態保全ってやつの中に巡視にかかる情報があるんですが、事後保全についてはその巡視が読み取れないという構成になって、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:04	ております。
0:07:05	事後保全については、何かきっかけになるような不適合があった場合にも後から対応するという形になると思うんですけど、結局そのきっかけって巡視で見つかるもんなんで、これも巡視が関係あるのかなと。
0:07:21	それがあるので事後保全に係る巡視もちゃんと読み取れるように、
0:07:27	条文を検討するようにお願いします。具体例としては事後保全のところにも、予防保全と同様に、
0:07:35	巡視の記載をするか、或いは、
0:07:39	点検の前のところに、その大元のところですね、点検の前段に巡視にかかる記載を、
0:07:46	抜き出して記載するやり方があるかと思います。他社の例でいくとこれ原燃濃縮でいくとこれ、
0:07:55	施設管理実施計画っていう、保全計画ですけど、その条文で、
0:08:01	加工施設の巡視について明記されておまして、
0:08:07	これを踏まえて、MNFのほうでは記載していない点も含めて、規定の内容について考え方を説明してください。
0:08:16	あともう1個
0:08:19	変更案の第60条の8保全の実施第3号、ここで第30条による巡視っていうのが引用している書かれているんですが、これの計画の方の第60条の7の保全の計画を見ると、
0:08:35	この30条の巡視というのは書いてなくて、その計画にないのが、実施にいきなり出てくるところというのは、ちょっとこれ順番としておかしいのかなというのがるので、これも条文の検討をお願いします。
0:08:53	三菱原子燃料のオオムタでございます。
0:08:57	巡視にかかる2件のコメントについてですね、ご回答いたします。
0:09:02	最初の1件目ですね、事後保全に関わるところで、巡視が十分に読みとれないよというご指摘の件でございますけれども、こちらおっしゃる通りですね、今現在、事後保全については先ほどおっしゃっていただきました、
0:09:18	第60条の7項の
0:09:23	第2項の(3)の3というのがございまして、この事後保全の今の記載はですね、事後保全を選定した場合は、機能喪失を発見後、修復を実施する前に修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの、
0:09:40	確認方法及び修復時期を定めるというふうに記載してございます。ご指摘の通り、現状の記載では、巡視にかかるつの巡視によって発見したということがですね、十分読み取れない状況になってますので、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	この 3)項の事後保全についてですね、事後保全を選定した場合は、巡視を含め、機能喪失の発見後、修復を実施する前にというような形ですね、文章の中に巡視を含めというのを記載してですね、
0:10:12	こちらの方は申し訳ないですけども、再補正をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:10:20	それから、1 件目のですね、保全計画の策定の中で、加工施設の巡視が十分に読み取れないというようなご指摘もありまして、こちらについてもですね、保全計画の策定の中でですね、巡視が読み取れるようなですね、変更をしたいというふうに考えております。
0:10:42	現状考え方につきましてですね、簡単にご説明いたします。
0:10:47	当社の今の保安規定の第 60 条の
0:10:53	7 項ですね、保全計画の策定というのには五つの項目に分かれています。
0:11:02	第 1 項につきましてはですね、保全計画の全般に係る事項を記載しております、
0:11:08	第 1 項の(1)のところですね、ここに以下の保全計画を策定するというふうにしてございます。
0:11:17	で、以下の保全計画というのがですね、1)から 4)まで記載してございます。1)というのが点検計画、2)というのが定期事業者検査の計画、3)というのが設計及び工事の計画、
0:11:33	4)というのが特別な保全計画というふうに、四つに保全計画を分けてございます。
0:11:40	それぞれですね。1)から 4)までの点検計画につきましては、第 60 条の 7 の
0:11:50	第 2 項以降にですね、展開してございまして、1)の点検計画についてはですね、第 2 項のほうに展開してございます。
0:11:59	2)の定期事業者検査の計画については、第 60 条の 7 項の第 3 項の展開してるといようなところで、設計及び工事の計画については、第 4 項、それから特別な保全計画についてはですね、
0:12:15	第 5 項のほうに展開してるといような構成になっております。
0:12:20	巡視の記載なんですけども、こちらですね。
0:12:24	1)の点検計画を受けまして、第 2 項のところにさらに展開するということで、第 2 項はですねさらに(1)から(3)項に分かれております。
0:12:39	先ほどおっしゃっていただいた、(3)項の 2)の状態保全の中にですね、ロ)というのがありまして、この中で、巡視を実施する時期までにですね、偶発故障等の発生を念頭に置いて、
0:12:54	設備等が正常な状態から外れまたは外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:01	状態に回復されることができるよう、次の事項を定めるということで、この
0:13:08	6 項のところですね、巡視の計画を
0:13:12	記載してるというようなですね、整理しております。
0:13:16	ご指摘いただいたようにですね、今ですとその巡視の計画が十分にですね、読み取ることができないということもございますので、
0:13:26	その第 60 条の 7 の第 1 項ですね、(1)のところに、今の 1)という点検計画ありますけども、その次にですね、2)として、巡視計画というのをですね、明確にしてこちらですね、
0:13:43	補正申請を出させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:13:53	規制庁小澤です。変更の考え方についてはですね、特段そのような考え方に従ってですね、修正を検討していただければと思います。本件については、
0:14:10	三菱のみならずですね、他の事業者にとっても共通でございますので、MNF の対応をですね、よくよく確認して検討していただきたいと。
0:14:25	合わせて原燃濃縮のほうの申請書もあわせて確認しつつ対応願いたいと思います。よろしく申し上げます。
0:14:37	三菱原子燃料コマタでございます。承知いたしました。
0:14:45	規制庁有田です。次の確認に移りたいと思います。
0:14:50	次は添付資料 6、審査基準との整理表についてなんですが、これの 29 ページにある審査基準第 18 号についての対応表なんですが、
0:15:02	第 18 号不適合発生時の情報の公開ってやつで、
0:15:07	これ見ると今もらった 13 条の不適合の管理について書いてるんですが、それに加えてこれらの 15 条に是正処置等にある他のウラン加工事業者との共有ってのもこれ、
0:15:23	この 18 号にある情報公開ライブラリというのも関連があるんで、これも関連する条文になるかと考えておりますので、これも記載の整理をお願いします。
0:15:38	三菱原子燃料コマタでございます。コメントご指摘承知いたしました。当社の添付資料 6 ですね、保安規定の審査基準と変更内容の整理表ですね、こちらのほうの資料を
0:15:56	ただいまご指摘いただいたところですね、修正させていただきます。以上です。
0:16:12	規制庁アリタです。よろしく申し上げます。
0:16:15	続きまして添付資料 12 長期施設管理方針についての指摘に移ります。
0:16:23	これについて経年劣化技術評価、
0:16:29	過去の経緯ということで簡単に概要を示してもらってるんですが、
0:16:33	このうちの図 3 の現状保全と追加保全対策一覧ともう 1 個、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	図 5 の図 4 を踏まえた長期保全計画、これらについてなんですが、ちょっとこれ、抜粋版になってて、結局、
0:16:49	ちょっと細かい経緯がよくわからないなっていうのがあるので、
0:16:52	これをちょっとちゃんと全体を正式な提出は後日でいいんですけども、全体版を提出した上で、どういったフローでこういう
0:17:04	選定を行われたかについて説明をしてもらえればと思います。あとこれ選定にあたっては、保安院時代の
0:17:12	加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方についてっていう、指示文書がありまして、それに基づいてやってると思いますので、
0:17:27	その指示文書のあるフロー図に沿ってどういった選定を行ったのか、ちょっと今回は口頭で結構なんで簡単に説明していただけますでしょうか。
0:17:43	三菱原子燃料のスガイです。それでは資料の説明をいたします。まず最初です、どういふ考え方で、
0:17:56	ペーパーの図の 3 と図の 4 が作られたかっていうことをまず簡単に説明します。一番最初の資料、別紙 1、1 ページになるんですけども、もともと
0:18:08	資料がありました、
0:18:13	加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的な考え方と、これを踏襲してですね、高経年化のですね、体制づくり及び要領化をしまして、それに従って
0:18:31	高経年化の調査及び今後の計画を立てております。
0:18:36	体制につきましては、1 ページ目のですね、図 1、あと高経年化の評価の基本的な流れにつきましては、図 2 に示してある通りです。この図の 2 の高経年化評価の基本的な流れの中で、調査結果が出てくるんですけども、その調査、
0:18:56	した結果がですね、図 3 になります。今回添付した全体の概要を書いてあります。その内容はですね、それぞれ
0:19:06	図 2 の基本的な流れの中に書いてあります機器の選定です。機器のカテゴリ分類をしましてグループ化をしまして、最終的には代表機器を選びまして、それらについて調査すると、こういう項目を調査するということでまとめたものがですね図 3 になります。
0:19:28	で、図 3 なんですけど、まず一番最初の図 3 はですね、建物も調査結果一覧っていうのもありますけども、我々がその対象の建物が、左のところにですね名前が書いてありまして、横軸にはどういふような項目を調査するか、
0:19:47	ていふようなことがですね、27 分の 2 ページに書いてあります。
0:19:53	これに従ってですね、補修する必要があるかないとか、そういうことをすべて

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:01	27 分の 27 ページまでですね、それぞれの機器に対して、どういう機器を、どういう項目について調査して、その結果がどうなったかっていうことが、まず図 3 の中に示しております。一方図 4 になりますけれども、それらの項目を調査した結果
0:20:21	に従って、
0:20:25	代表機器について、それぞれどういうことを今後 10 年間でやっていくかということと、現状の保全と今後追加して実施する保全の一覧を示しております。
0:20:39	今回、今後のこの図の 4 になりますけど 3 ページになっておりますけれども、追加保全の方策としまして、一部記載が静的機器のところとか肉厚測定とか書いてありますけれども、こちらにつきましては、
0:20:55	今すぐそういう測定をしないと、寿命に達するというわけではなくて、これからの
0:21:06	変化の傾向ですね、調べたい、調べて把握しねてはいけないっていう項目についての追加保全方策としております。改善する復元するとか、元に戻す状態を原状復帰させるという意味ではなくて、今後どういうふうに変動するかっていうのを我々としてもう少し調査していかなくちゃいけない、
0:21:26	という項目について今回は追加保全策として挙げております。
0:21:31	今回特別に何かなくて、寿命が到達してしまっているものはありません。今回はそういうような形で追加保全方策を立てております。
0:21:44	一応簡単ですけどもこの説明以上が説明です。
0:22:13	規制庁有田です。概要の説明としては、今の説明で、
0:22:19	承知いたしましたので、あとはその 13 と 4、
0:22:23	の抜粋してない全体版みたいを、後日、面談なり、正式に提出してもらえばということで、とりあえずお願いします。
0:22:37	三菱原子燃料コマタでございます。
0:22:40	資料の 12 の修正につきましては了解いたしました。
0:22:55	規制庁小澤ですけども、
0:23:01	中身の確認なんですけど、
0:23:07	もともとの資料のですね、
0:23:13	添付資料の 12 か。
0:23:14	12 の 1 ページ目の右側の高経年化評価の流れのフローというのが、
0:23:24	基本的にNISAの時に出版されてる文章に従ったフローになっていて、これに従って設備機器を選定してこの流れでやりましたということは承知しました。それで、例えば、
0:23:42	図 3、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:45	の詳細のところ、例えば建物であれば、
0:24:03	まず一次劣化調査っていうのをやって、そのあとに二次劣化調査っていうのを、2 ページ目にやられてというような流れになっていて、これを二次劣化調査の要否っていうので、
0:24:22	ここが
0:24:23	要にならないと、
0:24:26	2 次劣化調査はやっていないっていうことで、まずよろしいんですかね。
0:24:35	三菱原子燃料のスガイです。まず一次劣化調査のところでは、手とか目視で確認しまして、例えばここで言うと、白亜化調査というところでは、
0:24:51	も含めてですね、ひび割れとか外観調査、一次劣化調査の 1、2、3 のところで、2 次劣化調査に進まないといけないうことで、まず要っていう判定をしております。今度二次劣化調査に進むとですね、⑤のところ、ひび割れとかですね詳細調査結果のところ、
0:25:10	内壁のところ、ひび割れがありますという結果が出ております。それに対して、⑥⑦のところ、強度推定ということで試験をして、
0:25:23	⑥⑦のところ、内部までですね、表面にひびがある、モルタルのところ、部分については、何か表面に欠陥はあるんですけども、内部までにはその問題が至ってないということで、劣化度っていうところで評価をしましてこれはこっち、こちらの表面の
0:25:43	ひびとか、そういうものが補修する必要がないという判定を 2 次劣化評価調査のところ、しております。
0:25:54	規制庁小澤です。でもって、ちょっとわからなかったのは、要と書いていて、
0:26:02	その二次劣化調査のところを見るとバーになってたりとか、
0:26:10	否となっているのに書いてあったりとかっていうのありませんか。
0:26:18	例えば転換工場のところ、
0:26:21	二次劣化調査の要否っていうふうに、
0:26:26	なっているところで、否って書いてあるんですけども、
0:26:31	転換工場の下か、除染室あたりは否って書いてあるんですけど、でもあれですよ、二次劣化調査のところも何か記載があって、それで否っていうふうになっていたりとか、
0:26:44	そこら辺何か考え方があっていいのでしょうか。
0:26:52	三菱原子燃料の石原でございます。
0:26:56	こちらにつきましてはご説明させていただきます。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:59	まずですね、建物の構造別にですね、一次劣化調査、二次劣化調査を、やはりRC造建物ですね、RC造、SRC造のグループとS造グループに分けております。
0:27:12	例えば今、転換工場と申しましたが、転換工場はS造でございますので、RC造のところは全部バーにしてまして、S造のところの、一次調査を行った結果、要というところがついております。
0:27:27	それで、二次劣化調査のところにつきましては、これもRC造関係とS造と分けておりまして、こちらで一次の劣化調査で要としたところはですね、S造の場合は⑧の付着力試験、こちらにつきまして実施を行いまして、これについて、
0:27:47	評価をしたと言う形でございますので、一のところは一応その該当なしといえますか、RC造とS造の違いで、ないところといったまとめ方をしております。
0:28:01	以上です。
0:28:02	規制庁小澤です。それはわかっているんですけど、例えばS造だけで比べたときに、除染室のところだと、S造で二次劣化調査の要否が否になっていて、二次劣化調査のところでも何か評価されたような、
0:28:20	記載の一ではなくて記載が何かあるんですけども、ここに2次劣化調査をされた結果が書かれてるんですが、ここは。
0:28:29	三菱原子燃料の石原ですけども、一応やったところは、一応結果書かれています。一次で否でも二次調査をやったというような、
0:28:40	形になっております。
0:28:44	規制庁小澤です。その点は了解しました。それと、ここで補修、
0:28:50	ここで補修要となったときに、
0:28:55	今度これが長期保全計画への反映っていうところだと、
0:29:01	これだけではまだあれなんですよね、補修が適切にやられてるといえるか、そういうところで、
0:29:08	反映べきかどうかというのはここで判断するわけではなくって、そのあたりの流れはどうなってるんでしょうか。
0:29:17	こちらのですね、三菱原子燃料の石原です。
0:29:22	これらの結果で要としておりますものの、これらにつきましては進行性のあるものやですね、そういった重大なものではないということから、これは日常のですね、保安全管理の方で、
0:29:38	点検してですね、そういった不具合が見つかった際に、その都度、補修をしていくと、そういった保全で問題ないと判断いたしまして、その長期の保全計画の方には、
0:29:53	あえてですね、登録しなくても良いというふうに、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	判断してございます。
0:30:02	規制庁小澤です。そうすると今のお話のところ、ちょっとこんな流れをとって確認したいんですけど、転換工場で見れば、一応ここでは補修要否要となっていて、今お話されたような内容というのは、
0:30:20	もう一つの、
0:30:21	図 4 詳細に区画を見ればよろしいということですかね。
0:30:38	はい。三菱原子燃料の石原です。
0:30:42	図 4 の方ですね、こちら鉄骨の場合はGroupBということでいいということで、鉄骨の全面腐食というのが着目されて、現状の保全
0:30:58	計画ということですね、記載をしております、それにつきましてはですね、日常点検を実施すると、あとは定期的な年度計画に基づくですね、補修を実施すると、またそれで必要に応じて、
0:31:16	塗装の塗り替え、屋根の
0:31:21	防水シートの張りかえを実施すると、そういったことをですね、現状の保全で継続していくといった、
0:31:29	ルールおしております。
0:31:33	規制庁小澤です。わかりました。それでもって、今度の長期保全計画の方に反映しなければいけない、
0:31:42	事例というのを御説明いて、どれでもいいので、一つをご説明いただけますか。
0:32:36	すみません少々お待ちください。
0:33:24	規制庁小澤です。ここに関するものは、多分おそらく今の御質問が最後になるので、準備をしていただいて、一番最後にもう一度質問するという形でもよろしいでしょうか。
0:33:40	三菱原子燃料のスガイです。承知いたしました。よろしくお願いいたします。
0:33:49	わかりました。こちらからの質問、別の質問を引き続き、まずさせていただきたいと思います。
0:34:09	規制庁アリタです。次に移ります。次はこれ添付資料図 3、異常時非常時の段階的対応で、これについてなんですが、
0:34:22	この裏面にですね、火災とかUF6 漏えいとか、火山とかいろいろタイプ別にフローが書いているんですが、これ見ると降下火砕物及び積雪(自然災害等)で、
0:34:37	この対応フォローで、応急措置といいますか、
0:34:42	他のフローでいくと初期消火とか、UF6 漏えい時の設備停止及び退避に相当するようなものがあると思うんですけど、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	通報を受けた後枝分かれしているフローですねその他のところでいくと、それに当たるものが、火山に伴う何たらかんたらってここでは見当たらずで、
0:35:02	この火山及び積雪のときにはそういった対応はないのでしょうか。
0:35:17	三菱原子燃料のオオムタでございます。ご指摘の件ですね、
0:35:22	火山活動に伴う降下火砕物及び積雪についても、応急の処置としては、必要に応じてですね。核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じることが考えられますので、申し訳ございません。こちらの方はですね、他のフローと同じようにですね、
0:35:39	応急措置がわかるようにですね、フローのほうを修正させていただきたいと思えます。以上です。
0:35:52	規制庁アリタです。続きまして、
0:35:59	規制庁小澤です。
0:36:04	ちょっと待ってくださいね。
0:36:13	規制庁小澤です。今回添付資料 13 ということで、設計想定事象、
0:36:24	火災であったり、自然災害であったり、あと重大事故に至るおそれがある事項ってところで、対応のフローを作成していただいて、
0:36:37	理解がある程度進むようになったんですけども、
0:36:42	ちょっと条文を見ながら確認したいんですが、
0:36:48	例えば、
0:36:51	想定事象フローで、
0:36:57	自然災害のところでいけば、
0:37:02	ちょっと待ってください。
0:37:05	保安規定上の記載だと、
0:37:10	もともとのところで
0:37:13	97 条、
0:37:16	第 11 章で 9596、97 条あたりが該当するんだと思うんですけども、
0:37:23	ここで、
0:37:27	第 2 節の 97 条の
0:37:31	ところですね、第 2 項のところ、
0:37:35	各課長は、自然災害等発生時において加工施設の保全のための活動を行うっていうふうに、
0:37:47	記載されてます。
0:37:49	で、この
0:37:51	関係と、
0:37:57	異常時の措置であったりとか、非常時の措置のところの活動の

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	関係をもう少しご説明いただきたいんですけども。
0:38:16	三菱原子燃料のオオムタでございます。
0:38:19	異常時非常時の関係を少しご説明いたします。
0:38:25	先ほどのですね、添付資料 13 の 2 ページ目になりますけれども、一番上のもので すね、異常時の段階的対応フローというのをご覧ください。
0:38:43	①のところに異常時の発見というのがございます。異常時を発見したら、それ までは通常時になるんですけども、異常時を発見して、異常時の段階に移る と。異常時を発見したらですね、関係者に通報する②のところですね。
0:39:03	ところが通報するとともに、③が応急の措置ということで、異常時を発見してで すね、すぐさま実施する内容か、応急の措置ということになります。
0:39:16	関係者に連絡してですね、当社の場合は管理総括者がですね、通常の体制 では対応ができない、非常時の体制を作るべきだということで、非常時体制の 発令を判断したときからですね、非常時に移ってくると
0:39:32	いう流れになります。非常時に移りますと、非常時組織の方ですね、対応を 実施するというような流れになってまして、そこがですね、通常の平常時から 異常を発見して異常時に移ると、それから非常時体制を必要と判断することで ですね、非常時の
0:39:52	段階に移っていくというような流れが全体のもので、流れになってございます。 以上です。
0:40:00	規制庁小澤ですが、
0:40:04	今のことはちょっとわかっていたんですけども、そこで異常時の措置の中で やる活動と、
0:40:15	各事象の中で、
0:40:19	自然災害であれば 97 条の 2 項のところ、その活動を行うというような対応 が書かれてるところの、何かリンクはあるんですか。
0:40:32	行う活動については、異常時の措置の中で行われる応急措置だとかそういう ものの活動と、
0:40:42	それぞれの事象のところで書かれている活動の関係性の整理についてご説 明いただけますでしょうか。
0:40:55	三菱原子燃料のオオムタでございます。当社の場合はですね、まず、
0:41:06	非常時の措置のところ、全体的な非常時に対する措置というのをまとめてご ざいますが、これは設計想定事象だとかですね、重大事故に至るおそれがあ る事故も含めてですね、全体で非常時の措置のところ全体をまとめている と、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:24	ということにさせていただきます。そのあとですね火災については、次の 10 章の火災防護活動で、それぞれの事象にいったときの対応というのを書いてますし、次の 11 章でですね、自然災害が起きた場合の
0:41:44	対応、そちらで書いているということになっています。それから、12 章、13 章についてはですね、重大事故に至るおそれがある事故とそれから 6 フッ化ウランの漏えい事故対応、それぞれについてですね、実施すべき事項を分けて記載するというような
0:42:02	括りになってございます。以上です。
0:42:09	規制庁小澤です。そうすると、
0:42:17	異常時の措置のところの、
0:42:22	異常があった場合、そのまず応急措置をした後、その次の項で通報連絡等が書かれていると思うんですけども、
0:42:31	ここの
0:42:36	連絡する関係が、
0:42:42	例えばその 38 条の異常時の措置で、担当課長が連絡する先というのは担当部長であったり管理総括者、核燃料取扱主任者っていうふうになってるんですけども、
0:42:57	ここはまず異常時であって、今度
0:43:02	自然災害のところで見れば、その 97 条の 3 項のところ、
0:43:08	各課長が連絡するっていうのは、
0:43:12	管理総括者、核燃料取扱主任者で、関係課長になって
0:43:19	るんですね。で、ここの差はどういうふうに理解すればいいかというと、ここのところはもう非常時の方、
0:43:30	の連絡体制っていうふうに理解すればよろしいんですか。
0:43:39	三菱原子燃料のオオムタでございます。その通りですね、そこで連絡してですね、管理総括が非常時対策が必要だということで判断するというので、そこから非常時の
0:43:54	体制に移るということで、非常時の入口のところでの連絡ということになってございます。以上です。
0:44:04	規制庁小澤です。そうなったときに、
0:44:10	非常時の措置、第 9 章の非常時の措置の通報連絡先の
0:44:16	書かれている者と、
0:44:17	ここは一致してますか。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	三菱原子燃料の恩田でございます。大まかなところは多分一致するとは思いますが、ちょっと詳細ですね確認して、もしそのずれてる場合はですねちょっと整合性を図りたいというふうに考えます。以上です。
0:44:46	規制庁小澤です。そのところが記載の表面上だけ見ると、何か一致しないように読み取れるようなところがあるので、各事象ですね、確認していただいて、
0:45:04	おそらくその各事象のところその重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断したってところが、今おっしゃられたように非常時の措置の段階になっているんだってところで、連絡先等もそこで一致してるんだってというような、
0:45:20	ご説明だったと思うので、そういう流れが読み取れるようにですね、読み取れるかというところをですね、確認していただいた上で、必要な修正が必要であればですね修正していただければと思います。
0:45:40	三菱原子燃料のオオムタでございます。ご指摘承知いたしました。
0:45:45	検討してですね、修正を図りたいと思います。以上です。
0:45:51	規制庁小澤です。よろしくお願いします。
0:45:55	前のコメントと同じなんですけど、これ三菱だけじゃなくてですね、他の事業者も同様の
0:46:04	コメントというか確認事項になってございますので、皆さんにおかれてもですね他事業者におかれても、同じように検討していただくように確認していただくようにお願いします。
0:46:17	以上です。
0:46:28	規制庁有田です。それでは次のコメントに移ります。
0:46:32	続きましてなんですけど、保安規定の本文の変更の案ということで、今日参考の2つという名前についてるんですけど、そこで、
0:46:44	設工認の保安規定の段階的反映についてのがあって、2枚ほどで簡単に説明してもらってるんですけど、
0:46:54	これについては、ちょっとうちの方でイメージしたのと大分違って、うちとしてはもっと詳細に、
0:47:00	管理ができるように、
0:47:04	すべての安全機能を有する設備について、建物設備別に、まず一覧にして、それぞれに保安規定に反映する必要があるかないか、
0:47:14	さらに、
0:47:18	あるのであれば、保安規定に反映すべき内容、さらには反映する申請のタイミング、これらを一覧にまとめていただきたいなと考えております。
0:47:27	具体例としては、これ設工認のほうでも同じようなものを作ってます、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:47:34	直近の6次申請でいくと、設工認申請書の添付書類1の1にある表3-1、設工認申請対象の申請状況というのがあるので、それを参照して、
0:47:50	設工認が漏れなく、保安規程に反映されていることを整理し説明するようお願いいたします。
0:47:58	ただ、設工認を見ていただければわかりますけど、かなり膨大な量になるので、なかなかすぐに出せて難しいと思うので、
0:48:09	もちろん今回の補正に出していただくのがベストなんですけど、間に合わないのであれば、別途面談で説明をするようにお願いします。
0:48:22	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:48:25	ただいまのご指摘でございますけれども、アリタさんがおっしゃった通りですね、現在取りまとめ中でございますけれども、5次申請までをとりあえずまとめようということで、今始まっているところなんですけれども、
0:48:43	膨大ということですね、ちょっと今日には間に合わなかったと言う状況でございますので、後日ですね、面談資料として提出、説明させていただければと思います。以上です。
0:49:01	規制庁アリタです。タイミングとしては補正申請は先で、そのあとに整理表を面談で説明してもらおうということでよろしいですね。
0:49:15	三菱原子燃料のコマタでございます。はい。そうしていただけると非常に助かります。以上です。
0:49:23	規制庁有田です。タイミングの方は、それで承知いたしましたので、補正後に出すとして、いつごろにできそうとかで、めどって立てますでしょうか。
0:49:38	三菱原子燃料コマタでございます。
0:49:44	14日の週の
0:49:45	早いうちに、
0:49:48	出せればと思います。
0:49:57	規制庁アリタです。整理すると、
0:50:01	来週7日の週をめどで、補正で、さらに翌週の14日の週を目途で、設工認の範囲の一覧表という、そういうことでよろしいですか。
0:50:15	はい。そのような考えでおります。ただ、今申し上げた資料ができ上がらないと審査が始まらないというのであれば、ちょっと都合のいい話ですが、もうちょっと加速して出したいなと思います。以上です。
0:50:41	規制庁小澤です。審査が始まらないということではございませんので、
0:50:46	各々スピード感を持ってやっていただければ結構ですので、ご対応いただければと思います。以上です。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:58	三菱原子燃料のコマタでございます。承知いたしました。ありがとうございます。
0:51:06	はい。規制庁アリタです。次の指摘に移ります。次、パワーポイントの資料
0:51:13	で、コメントに対する対応の一覧表っていうのがあると思うんですけど、それについての確認です。まずこれなんですけど、
0:51:24	16 ページの⑧、No.8 っていうコメント、
0:51:32	19 ページのNo.10 というもの、その事業者検査の頻度について話だと思うので、結局コメントの内容はおんなじなんで、対応状況が、これおんなじにならないとおかしいと思うので、
0:51:47	そこはちょっと統一するようにお願いします。
0:51:54	三菱原子燃料のコマタでございます。ただいまのご指摘承知いたしました。パワーポイント資料のですね 16 ページのNo.8 のですね、対応結果概要欄
0:52:10	の記載をですね、19 ページのですねNo.10 の記載に合わせてですね、修正させていただきます。以上です。
0:52:26	規制庁アリタです。お願いします。
0:52:28	続けます。パワーポイント資料の 16 ページのNo.12、
0:52:34	ここ設計基準事故の項について書いてるって話なんですけど、三菱の場合は、
0:52:46	保安規定の条項に設計基準事故って記載がなくて、これちょっとはつきりしなくて、これ具体的にどこの項を
0:52:54	示しているのかなということで、何章という単位で良いので教えて頂けますでしょうか。
0:53:03	三菱原子燃料のコマタでございます。ただいまの件でございますけれども、設計基準事項の項にですね、該当する章としましては、第 10 章のですね、非常時の措置と、第 11 章の火災防護活動
0:53:23	を指すと考えております。
0:53:29	PowerPoint資料の P16 のですね、12 番の対応結果概要のほうにですね、この旨具体的に記載させていただければと思います。以上です。
0:53:47	はい。規制庁です。よろしくお願いします。
0:53:51	続きまして、
0:53:56	19 ページのNo.12、
0:54:01	巡視のところで偶発故障の発生についてということで、これが、
0:54:08	資料対応のみで、保安規定の補正が空欄なってるんですけど、これ今日もらった保安規定の対応で、これ踏まえた条文の改正がされてるので、これは○になるんじゃないかと思います。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:25	三菱原子燃料のコマタでございます。ご指摘の通り誤記になりますので、パワーポイント資料の方ですね、一のところがあるということで、修正して提出させていただきます。
0:54:44	はい。規制庁アリタです。それではお願いします。続きまして、
0:54:50	パワーポイントの 20 ページのNo.10、ここなんですが、
0:54:56	施設管理の章なんですが、これ結局、その施設管理の条文の中に、
0:55:03	第 2 節で設計管理っていうのが、第 7 章施設管理の中に第 2 節設計管理っていうのがあるので、当然これ設計管理に係る標準書である設計開発管理標準というのか、紐づいてくると思うんですよね、となると、
0:55:23	別表第 1 ということで、各条文ごとの関係する標準が整理されてると思うんですけど、そこについてもその設計開発標準の
0:55:31	設計開発管理標準が、関連する標準として引用されるべきだと思うんですが、それが反映されてなくて、そこについて、
0:55:40	どういう整理なのかを発言をお願いします。
0:55:46	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:55:50	こちらに関してもですね、ご指摘の通り、第 7 章の施設管理につきましては、設計開発管理標準も紐づいておりますので、保安規定のですね、別表第 1 のほうを、
0:56:06	修正させていただくという対応をとらせていただきたいと思います。以上です。
0:56:15	はい。規制庁アリタです。それでお願いします。続きましてですが、パワポの 21 ページのNo.18 で、保安上の特に管理を必要とする設備ということで、
0:56:29	これについてはどちらも特に対応はなしっていうことになっているんですが、これについては、今回の保安規定にも反映しないんですが、次回以降
0:56:39	の何か申請で反映するということなのか、その場合なんか、
0:56:44	今回の申請でどういう検討やったのかっていうのが、ちょっと説明していただけますでしょうか。
0:56:53	三菱原子燃料のオオムタでございます。保安上特に管理を必要とする設備のですね、保安規定の変更に係る検討状況についてですね、ご説明いたします。
0:57:04	今回加工規則が改定されてございまして、従前のですね、第 8 条、保安規定の第 1 項の第 7 号にありました、保安上特に管理を必要とする設備の操作に係る事項というのがですね、今回の新しい加工規則では、第 6 号のですね、
0:57:23	加工施設の操作に関することであって次に掲げるものというふうに変更されてまして、条文上はですね、保安上特に管理を必要とする設備が削除されております。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:33	一方ですね、過去規則の第7条の記録の方になるんですけども、その3項の操作記録の口の項にですね、保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度圧力及び流量の値ですとかですね、あとコの項になりますけれども、
0:57:52	保安規程に定め保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらのものの交代の事項等というのが定めてあるということからですね、保安規定上においてはですね、保安上特に管理を必要とする設備という情報はですね、
0:58:10	残すというふうにしてございます。
0:58:13	一方で条文の記載内容でございますけども、従前の記載についてはですね、第34条に、保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保という記載がございまして、従前の記載がですね、設備管理責任者は、
0:58:31	それぞれの担当する設備の機能を、巡視点検、施設定期自主検査等により確保すると、いうふうにしてございました。この内容ですとですね、今回新検査制度で施設管理に係る事項が入ってきたということで、
0:58:49	これらの内容というのはですね、施設管理の条項に含まれるというような整理になってしまうということで、今回の加工施設の操作の観点からですね、この34条の条文をですね、少し見直しをしております。具体的にはですね、加工施設の操作としまして、
0:59:07	第35条から第37条に定める操作上の留意事項に従って設備を操作するという部分をですね、追加してございます。35条というのが臨界安全管理でございまして。36条が漏えい管理、37条が
0:59:24	熱的制限値というふうになってございまして、それぞれですね、制限値の操作上の留意事項を遵守するということを追加することですとですね、加工施設の操作の条項として適した部分にですね修正しているというところでございます。
0:59:42	それから別表の方にですね、保安上特に管理を必要とする設備について、別表第1-3にですね、それぞれの設備の名称ですとか員数とか、管理内容等を定めてございます。
0:59:57	こちらの別表第1-3についてはですね、施設管理にかかる観点からですね、見直したんですけど、特に変更するということはないかなというふうな整備にしました。一方で今の設工認も実施していただいているということからですね、
1:00:15	この別表第1-3については、今後その機器名称ですとか、員数等についてはですね、設工認の申請状況を見ながらですね、適切に保安規定に反映したいというふうを考えてございます。以上です。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:34	規制庁有田です。今後設工認に申請変更されるということで、これはさっきの別の指摘とかぶりますが、漏れがないように進捗管理をお願いします。
1:00:49	三菱原子燃料のオオムタでございます。承知いたしました。
1:01:09	規制庁アリタです。
1:01:12	添付の 8 番なんです、CAPシステムの導入状況、これで、2 ページのフロー図、根拠条文を書いてもらってるんですが、このフロー図の左上、
1:01:26	保安規定 15-2、未然防止の措置とありますが、これ 15 条-3 の間違いだと思います。
1:01:33	これもちょっと訂正をお願いします。
1:01:37	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:01:42	ただいまの件ですね、お恥ずかしい話、おっしゃる通りでございますので、
1:01:50	15 条の 3 ということで修正させていただきます。以上です。
1:01:59	はい。規制庁アリタです。それでお願いします。次ですが、同じくパワーポイント資料の 21 ページのナンバー 22 で、これ指摘としてはとしては申請資料別紙の
1:02:16	の変更の詳細のところだと思うんですが、そこがあんまり、記載がちょっと不足してるので、他事業者を参考に具体的に書いてくださいということで、今回まだ変更の案ということでイメージをもらってるんですが、他方でこれ、
1:02:35	対応を見ると保安規定の補正がバーになってて、これ整理としてはこれは別紙を本文じゃないので、一にしたっていうそういうことでよろしいんでしょうか。
1:02:50	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:02:53	こちらに関しましては、変更認可申請書の別紙もですね、保安規定の一部ということで考えますので、ちょっとパワーポイントの資料の方ですね、一から〇に修正するということでお願いしたいと思います。
1:03:10	以上です。規制庁アリタです。承知しました。今の内容も含めて、もろもろの資料を適宜で適切に訂正して、次回、補正のタイミングになるんですかね、
1:03:25	その時に一式修正版をあわせて提出してもらおうということでお願いします。
1:03:33	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:03:36	承知いたしました。修正しての提出等もということにさせていただきますと思います。
1:03:55	規制庁小澤です。
1:04:00	私の方からは、検査の独立性のところに関係するところで、
1:04:10	重大事故に至る恐れがある事故というものを、その許可のときにどういうふうに取り扱って想定したのかということについて、
1:04:21	確認したいと思います。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:25	MNFの場合は、
1:04:29	まず品管基準規則の方ですね、どういうふうに書かれてるかという、検査の独立性というところですね。
1:04:37	保安活動の重要度に応じて、48条ですけども、
1:04:42	使用前事業者検査等の独立性、
1:04:45	括弧書きのところ、使用前事業者検査等を実施する要員を、
1:04:51	その対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門異にする要員とすること、その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。
1:05:07	括弧閉じを確保しなければならない、というふうに規定されています。
1:05:13	このところで、今度は解釈の方ですね、
1:05:19	2項の途中あたりからなんですけれども、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、
1:05:34	当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事、
1:05:39	または点検に関与しない要員に使用前事業者検査等を実施させることができるというふうになっています。
1:05:46	私の認識では、MNFの場合は、解釈の規定を用いずに、検査の独立性というのを担保できるというふうに理解してございますけれども、
1:06:04	一方ですね、その他の事業者については解釈の定義に従って、検査の独立性を担保するというふうになっているというふうに理解してございます。
1:06:15	ここで書かれているのは、解釈のところで、重大事故の発生及び拡大の防止なんで、
1:06:26	発生の防止なので、そうすると重大事故に至る恐れがある
1:06:32	事故というものが、想定されているのか想定されていないのかっていうことになります。
1:06:49	一方ですね、重大事故に至る恐れがある事故の措置というもので、それぞれの事業者でその措置内容というのを規定していただいているという状況
1:07:05	になってございます。
1:07:08	ですので、記載の表面だけ見ればですね、杓子定規に言えば、ここは使えないよっていうことになるんじゃないかということになります。
1:07:22	事業許可のときにどういうふうに想定したのかというところを、今一度立ち返っていただきたいんですけども、
1:07:32	重大事故に至るおそれがある事項というのを、
1:07:38	想定してもですね、重大事故、どういうものを想定してもですね、なかなか重大事故に至らなかったというのが、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	ウラン加工施設だと認識しています。
1:07:59	現実的ではないですね、非現実的な想定をしても至らない、
1:08:05	でも、その措置というものをとらなければいけないという、考えなければいけないというところは要求されていたので、
1:08:13	設計基準を超える想定をしてですね、そのときの対処ということで措置内容を定めたというふうな解釈を
1:08:25	してございます。
1:08:28	今のですね、内容を
1:08:33	今一度許可のときの議論等踏まえて考えていただいでですね、
1:08:39	重大事故に至るおそれがある事故というところに、今の趣旨の説明を入れていただきたいと、
1:08:50	いうふうに考えています。
1:08:55	ということとあえずお伝えしますということですので、
1:09:00	各社ですね状況は同じだと思いますけれども、許可のときの議論を踏まえて、少し検討していただければと思います。
1:09:11	よろしいでしょうか。MNFもですね、解釈のところの定義使わないと言ってもですね、その措置のところだとかでそのワードが出てきますので、
1:09:22	そのところですね、許可のときはどうだったのかというところで、このワードを使ってるんだというところのですね、ちょっと解釈的なものを記載していただければと考えていますけれども、ということを検討してくださいということです。よろしいでしょうか。
1:09:44	三菱原子燃料のコマタでございます。ただいまのご指摘ですね拝承いたしました。
1:09:53	検討させていただきます。今オザワさんおっしゃられたそのワードを入れるということは、その保安規定の本文の方に、そうしたワードを入れるということによってよろしいのでしょうか。
1:10:07	はい。最初に出てくるとことなるとやはり本文になっていて、どこに出てくのかなという、やっぱり13章の辺りに出てくのかなというふうに認識してるんですけども、ちょっとそこら辺も含めて、まずはご検討いただければと思います。
1:10:28	三菱原子燃料のコマタでございます。承知いたしました。
1:10:35	規制庁小澤です。本件どちらかというMNFというよりも、NFI熊取にまず検討していただきたい事項なので、しっかりと検討していただくように、これ
1:10:46	従前の面談でも、すでにお伝えしてる内容だと思うんですけども、
1:10:52	検討してくださいということです。よろしく申し上げます。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:05	原燃工熊取の黒石でございます。承知いたしました。
1:11:12	規制庁小澤です。そうしましたらこちらから確認したい事項、以上なんですけれども、先ほどのご質問で、確認されているところを、御説明
1:11:27	できませんでしょうか。
1:11:31	原子燃料のスガイです。機械設備に関するですね、今後の調査結果一覧と、図 3 の調査結果一覧と、図 4 の保全策についての関係を、説明できますので、よろしくをお願いします。
1:11:49	規制庁小澤です。よろしくをお願いします。ちょっと資料を準備するので、ちょっとお待ちください。
1:12:11	規制庁小澤です。よろしくをお願いします。
1:12:16	資料の図 3 になります。27 分の 8 ページをお願いします。グループ用 4 シリンダー洗浄塔のイオン交換装置というものが対象になります。
1:12:27	調査結果一覧ですけれども、この 27 分の 8 ページ、グループ 4 ここですね、平成 21 年度に実施したときの肉厚測定の結果っていうのが、本体のところに書かれております。このときには、
1:12:44	大体年 ████████ 減肉するという計算だったんですけども、平成 26 年、5 年後に測ったところ、██████ ということで、
1:13:00	摩耗する速度が倍に増えたということで、
1:13:05	いきなりちょっと変化が大きいんじゃないかということで、
1:13:11	一次式ですね、摩耗が増えるんじゃないかと、場合によっては加速度的に増える可能性があるかもしれないということを踏まえてですね、そういうような状況を踏まえて、今度は図 4 のですね、
1:13:26	図 4 の 3 分の 1 ページをご覧ください。
1:13:31	で、図 4 の 3 分の 1 ページにグループ 4 のシリンダ洗浄塔イオン交換装置とありますけれども、ここの追加保全策のところですね、イオン交換装置については 5 年ごとに肉厚を測定するというので、
1:13:48	もしかしたら加速度的にですね、減肉する可能性がある心配がありましたので、こういうものについては追加保全策として、頻度ちょっと短くしてですね、調査をすると、いうふうにしております。
1:14:03	1 例ですけれども、このような考え方で追加保全策というのを考えました。
1:14:10	以上です。
1:14:13	規制庁小澤です。流れはわかりました。そうすると、
1:14:18	今お示ししていただいたその 14 の詳細のところ、追加保全策というような、すいません図 3 の方で、要となったものについて、図 4 のほうで検討して、それで追加保全策が必要になったものが記載されているものについては、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:37	長期保全計画の方に反映されていくという流れで整理されているというふうに理解しますがよろしいでしょうか。
1:14:48	その通りでございます。
1:14:51	規制庁小澤です。承知いたしました。理解できましたので、本件
1:14:59	今のご説明で
1:15:02	終了したいと思います。
1:15:04	ありがとうございます。
1:15:09	三菱原子燃料コマタでございます。こちらこそどうもありがとうございました。原子力規制庁ナガイです。今の件で1点だけ確認させていただいてよろしいですか。
1:15:22	はい。お願いします。はい。今資料同じですね、資料12の最後のページですね、これは、
1:15:33	今後の取り組みで、2ページ目の6ポツの今後の取り組みということで、策定した長期保全計画については、具体的には保全計画内に反映させるということで、
1:15:50	さらに、
1:15:54	図5のところ、長期保全計画の施設管理方針があるんですけども、これと今回保安規程に、追加する添付3で、施設管理方針
1:16:12	ですね、参考資料で、本日は提出していただけてますけど、それで長期施設管理方針の中にナンバーが1から4まであって、これと一致してるということで、
1:16:28	最終的に施設管理方針が決められたということで理解してよろしいですか。
1:16:39	はい。三菱原子燃料のスガイです。その通りでございます。
1:16:45	原子力規制庁ナガイです。わかりました。
1:16:55	原子力規制庁ナガイですけども、特に他に、三菱原子燃料の本日の面談資料について何か確認がなければ、
1:17:10	原子燃料工業熊取で、今回の面談に向けた対応について、お伝えしたいんですけどよろしいですか。
1:17:22	規制庁オザワですけども、こちら側では特に追加ありませんので、ナガイさんの方から進めていただいて結構です。それでは、引き続きですね、
1:17:37	今後の予定といいますか、今日はオブザーバーで参加していただけてます、原子燃料工業熊取事業所ですね、ここが次にほぼ三菱と同じ、
1:17:52	スケジュールで進んでいますけれども、熊取事業所の審査ではですね、今日三菱原子燃料のパワーポイント資料の14ページから指摘事項がございましたけど、これに対する対応全般、

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:10	確認してください。中には熊取事業所に対して指摘した事項も含まれておりますけれども、全般ですね、確認して
1:18:27	ください。それから今日の面談で、三菱原子燃料の事実確認した事項についても、現状でですね、熊取事業所の方で対応できているのかっていう、
1:18:44	ところを確認して、対応済みのもの、それから追加処置が必要なものがあればですね、次回の面談で説明をするようにしてください。次回の面談なんですけれども、それらの資料ですね、それから本日の
1:19:03	三菱原子燃料から提出していただいた資料と同じ範囲の資料が準備でき次第
1:19:15	提出していただいて、速やかに内容を確認して、不明な点があれば事実確認面談しますので、速やかな対応するようにしてください。
1:19:27	特に最後にオザワの方から確認ありましたが、検査の独立性に関して、許可における重大事故に至るおそれがある事故の取り扱いについては十分に説明をするようにしてください。
1:19:43	以上になります。
1:19:49	原燃工熊取黒石でございます。承知いたしました。はい。私の方から以上です。
1:20:01	はい。規制庁アリタです。
1:20:04	以上他コメントがないようでしたら、これで終了をします。
1:20:10	規制庁小澤です。
1:20:13	MNFに対してなんですけれども、
1:20:20	保安規定の関係ではございませんけれども、同様に申請の関係ということで、いまだですね、第5次設工認のですね、公開版の資料がいただけてないものが数多くあります。
1:20:38	そちらの方ですね、速やかに提出するようお願いいたします。本件山川さんにお伝えしているところでございますけれども、速やかに対応してください。よろしいでしょうか。
1:20:57	三菱原子燃料コマタでございます。
1:21:00	公開版の提出説明承知いたしました。もう一度山川の方に確認してですね、急ぎ提出させるように申し伝えておきます。
1:21:13	規制庁小澤です。よろしく申し上げます。
1:21:21	三菱原子燃料コマタですが、アリタさん、ちょっとよろしいでしょうか。
1:21:27	規制庁アリタです。はいどうぞ。
1:21:31	すいません。ここで話している話じゃないかもしれないんですが、今後、MNFとしては、もう面談がないということ、今日のことを反映しての申請というような形でよろしいでしょうか。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:49	原子力規制庁ナガイです。すいません、割り込みさせていただきます。後でお伝えしようと思ったんですが、今後の今日の面談も踏まえて、今日提出していただいた資料で修正すべき点、
1:22:07	については補正申請と一緒に提出するようにしてください。それは面談をするかしないかというのは、その補正のときに一緒に提出された資料を我々の方で確認して、不明な点とか事実確認が必要と思えば、
1:22:26	実施しますので、その点はだからまだ未定ということなんですが、いずれにしても資料のほうは、補正の申請にあるタイミングに合わせて、
1:22:38	一式提出していただければと思います。
1:22:42	よろしいですか。
1:22:45	三菱原子燃料コマタでございます。承知いたしました。それでは今日のコメント等々ですね、反映して資料の方の修正が終わりましたら、改めてですね、アリタさんのほうにご連絡させていただきたいと思います。以上です。はい。
1:23:02	はい。よろしく申し上げます。
1:23:06	はい。規制庁有田です。それでは今言ったようなスケジュール感で対応申し上げます。
1:23:12	ほかにコメント内容でそれがこれで終わろうと思います。本日はお疲れ様でした。

※ 時間は会議開始からの経過時間を示します。